

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社では、経営の透明性の向上とコンプライアンス遵守の経営を徹底するため、コーポレート・ガバナンスの充実を図りながら、経営環境の変化に迅速かつ柔軟に対応できる組織体制を構築することを重要な課題と位置付け、会社の所有者たる株主の視点を踏まえた効率的な経営を行っております。

この基本方針は、当社事業が不正調査、訴訟支援という社会的使命や社会的責任のあるものであり、コーポレート・ガバナンスの充実を図ることが企業価値を向上させ、株主の信頼につながると考えています。また、そのためには株主以外のステークホルダーとの円滑な関係構築も重要であり健全な経営を行っていく所存でございます。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

当社は、コーポレートガバナンス・コードにおける5つの「基本原則」を実施しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
守本 正宏	6,920,400	19.35
株式会社フォーカスシステムズ	2,984,720	8.34
池上 成朝	2,730,800	7.63
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	2,093,400	5.85
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	1,330,400	3.72
林 純一	547,300	1.53
資産管理サービス信託銀行株式会社(有価証券信託3口)	545,900	1.52
神林 忠弘	429,800	1.20
原 康	199,500	0.55
松井証券株式会社	187,700	0.52

支配株主(親会社を除く)の有無	——
親会社の有無	なし

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 マザーズ
決算期	3月
業種	サービス業
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人以上500人未満

直前事業年度における(連結)売上高 [更新]	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情

II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	10名
定款上の取締役の任期	2年
取締役会の議長	社長
取締役の人数 更新	5名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数 更新	2名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)									
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j
舟橋 信	他の会社の出身者										
桐澤 寛興	税理士										

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

c 上場会社の兄弟会社の業務執行者

d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

g 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）

h 上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）

i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）

j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）

k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
舟橋 信	○	—	舟橋 信氏は、警察庁技術審議官としての豊富な経験と高い見識を有しており、業務執行から独立した客観的な立場で、当社取締役会において的確な提言・助言をいただいており、リスクマネジメント強化など、当社のコーポレートガバナンスに資するところは大きいと判断しております。当社の持続的な事業経営の推進と企業価値の向上に適切な人材と判断し、選任しております。また、同氏の兼職先と当社との間には、取引がなく、一般株主と同氏との間で利益相反となるおそれはないと判断しております。
桐澤 寛興	○	—	桐澤 寛興氏は、企業経営者としての豊富な経験に加え、税理士の資格を有しており、幅広い見識に基づき、業務執行に対する監督等、適切な役割を果たしていることから、当社社外

取締役としての職責を果たしております。当社の持続的な事業経営の推進と企業価値の向上に適切な人材と判断したため、選任しております。また、同氏の兼職先と当社との間には、取引がなく、一般株主と同氏との間で利益相反となるおそれはないと判断しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無

なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無

設置している

定款上の監査役の員数

5名

監査役の人数

3名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役、内部監査室及び会計監査人の相互連携については、監査の独立性と適正性を監視しながら、定期的に行われる業務報告等を含め、必要に応じて情報交換会を開催することで連携を図り、監査の実効性と効率性の向上に努めております。

社外監査役の選任状況

選任している

社外監査役の人数

3名

社外監査役のうち独立役員に指定されている人数

2名

会社との関係(1)

[更新](#)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
須藤 邦博	他の会社の出身者													
安本 隆晴	公認会計士													
大久保 圭	弁護士													

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与

c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

d 上場会社の親会社の監査役

e 上場会社の兄弟会社の業務執行者

f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

m その他

会社との関係(2)

[更新](#)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
須藤 邦博	○	—	須藤 邦博氏は、経理及び経営管理の知識が豊富であり、長年の経験と幅広い見識を有しております。当社の持続的な事業経営の推進と企業価値の向上を目指すにあたり、客観的か

			つ公正な立場で取締役の職務の執行を監査できる人材と判断し、選任しております。また、当社が報酬を支払っているコンサルタント等の専門家ならびに主要株主等ではありませんので一般株主と同氏との間で利益相反となるおそれはないと判断しております。
安本 隆晴	○	—	安本 隆晴氏は、公認会計士として専門的な知見を有しており、豊富な経験と見識からの視点に基づく監査を期待するものです。当社の持続的な事業経営の推進と企業価値の向上を目指すにあたり、客観的かつ公正な立場で取締役の職務の執行を監査できる人材と判断し、選任しております。また、当社が報酬を支払っているコンサルタント等の専門家ならびに主要株主等ではありませんので一般株主と同氏との間で利益相反となるおそれはないと判断しております。
大久保 圭		—	大久保圭氏は、弁護士として法務全般に関する専門的な知見を有しております。当社の持続的な事業経営の推進と企業価値の向上を目指すにあたり、客観的かつ公正な立場で取締役の職務の執行を監査できる人材と判断したため、社外監査役に選任しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数 [更新](#)

4名

その他独立役員に関する事項

取締役舟橋信氏、桐澤寛興氏、監査役須藤邦博氏及び安本隆晴氏につきましては、東京証券取引所に対し、独立役員として届出ております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する
施策の実施状況

ストックオプション制度の導入

該当項目に関する補足説明

取締役の業績向上に対する意欲や士気を一層高めることを目的として、ストックオプションを付与しております。

ストックオプションの付与対象者 [更新](#)

社内取締役、社外取締役、社外監査役、従業員、子会社の取締役、子会社の従業員

該当項目に関する補足説明

現在、当社では業務向上に対する意欲や士気を一層高め、また優秀な人材を確保することを目的として、取締役及び従業員に対し、ストックオプションを付与しております。当社の連結業績向上に対する貢献意欲や士気を一層高め、株式価値の向上を目指した経営を一層推進すると共に監査役の適正なる監査への意識向上を図ること、当社の協力者との友好的な協力関係を一層深め、当社の業績向上に寄与することを目的とするものであります。

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明 [更新](#)

第13期(2016年3月期)における、当社の取締役及び監査役に対する役員報酬は以下のとおりであります。

社外取締役を除く取締役2名の報酬総額96,000千円

社外役員5名の報酬総額34,000千円

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無

あり

取締役及び監査役の報酬等については、株主総会で決議された報酬限度額の範囲内で決定しております。

なお、当社取締役及び監査役の報酬額は、取締役については平成24年6月22日開催の第9回定時株主総会において年額350,000千円以内(ただし、使用人分給与は含まない)、監査役については平成19年2月6日開催の臨時株主総会において年額80,000千円以内と決議されております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

当社は社外監査役に対して、取締役会の開催に際して事前に資料の配布・説明を行うとともに、社外取締役には原則出席していただくことにより、最新の情報を確実に伝達するよう図っています。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

当社は取締役会設置会社であり、提出日現在において取締役5名(うち社外取締役2名)、監査役3名(うち社外監査役3名)で構成されております。毎月1回定期例取締役会が開催され、重要事項はすべて付議され、業務執行状況についても随時報告されております。また、重要な議案が生じた時に必要に応じて臨時取締役会を機動的に開催できる体制を整えております。会社の経営上の重要事項の意思決定及び業務執行の監督機関として、経営の妥当性、効率性及び公正性等について適宜検討し、法令及び定款に定められた事項並びに重要な業務に関する事項を決議しております。

また、当社は取締役の業務執行体制の充実と効率化を図るため、執行役員制度を採用しております。各部門を直接指揮・監督する執行役員は取締役会において選任され、取締役会が定めた責務を遂行致します。

監査役会は毎月1回定期的に、必要に応じて臨時に開催されており、監査役は取締役会及び経営会議等の会議に出席し、取締役の職務執行を充分に監視できる体制となっております。

監査役、内部監査室及び会計監査人の相互連携については、監査の独立性と適正性を監視しながら、定期的に行われる業務報告等を含め、必要に応じて情報交換会を開催することで連携を図り、監査の実効性と効率性の向上に努めております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

現在の体制を採用している利用としましては、事業内容及び会社希望等に鑑み、業務執行機能と監督・監査機能のバランスを効率的に発揮する観点から、上記のような体制が当社にとって最適であると考えているためです。

III 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 [更新](#)

補足説明	
電磁的方法による議決権の行使	インターネット・携帯電話による議決権の行使を可能としています。
招集通知(要約)の英文での提供	当社英語版ウェブサイトに掲載しております。

2. IRに関する活動状況 [更新](#)

補足説明		代表者自身による説明の有無
個人投資家向けに定期的説明会を開催	証券会社等が企画する説明会への参加を実施しております。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	決算説明会、スモールミーティング、テレフォンコンファレンスを実施しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	当社ホームページに決算短信、有価証券報告書等の投資家向けIR資料を掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	IRを管掌する担当部署及び担当者にて対応しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

実施していません。

IV 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

当社は、会社法及び会社法施行規則並びに金融商品取引法に基づき、当社の業務の適正を確保するための体制及び財務報告の信頼性を確保するための体制(内部統制システム)を構築・整備し、運用していくため、以下のとおり、内部統制基本方針を定め、社内体制の整備を行っております。

1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1)「コンプライアンス・マニュアル」を定め、取締役及び使用人の行動規範とする。
- (2)取締役は職務の執行状況を取締役会に報告するとともに、他の取締役の職務の執行状況を相互に監視、監督する。
- (3)取締役の職務の執行状況は「監査役会規則」に基づき、監査役の監査を受ける。
- (4)内部監査室がコンプライアンスの遵守状況等を監査する。
- (5)取締役及び使用人のコンプライアンス違反行為を直接通報する制度を設ける。

2. 取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- (1)取締役会の議事録等、取締役の職務執行に係る情報については、「文書管理規程」に基づき、文書又は電磁的媒体に記録し、保存・管理する。
- (2)取締役及び監査役は、常時、取締役の職務執行に係る情報についての記録又は電磁媒体を閲覧することができる。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1)各部門所管業務に付随するリスクについては、それぞれの担当部門にて管理する。
- (2)組織横断的リスク状況の監視及び全社的対応はリスク管理委員会が行う。
- (3)新たに生じたリスクへの対応については取締役会において速やかに対応をはかる。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1)毎月1回開催の定例取締役会に加え、必要に応じ臨時取締役会を開催する。
- (2)迅速かつ的確な経営判断を補完する目的で、経営会議において、取締役と執行役員による意見交換を行う。
- (3)取締役は経営計画の達成に向けて職務を遂行し、各部門の業績・業務報告と改善策は適宜取締役会に報告され、審議される。

5. 企業集団における業務の適正を確保するための体制

- (1)当社のグループ会社に対しても、法令の遵守及び業務の適正と効率性を確保するための諸規程の整備とシステムの構築を行なっていく。
- (2)当社は、グループ内取引等の管理に関する基本方針に基づき、子会社がグループ経営に重大な影響を与える可能性のあるグループ内取引等を開始する場合は、事前にそれらの取引等の適切性・適法性を当該子会社と審議・検討のうえ、取締役会において決議または報告を行う。また、当社および子会社は、少数株主保護のため、グループ会社と取引等を行う際は、当該取引等の必要性および当該取引等の条件が第三者との通常の取引の条件と著しく相違しないことを十分に確認する。
- (3)取締役は、その職務内容に従い、当社のグループに属する会社が適正かつ効率的な経営を行うように指導していく。
- (4)内部監査室はグループ会社に対しても、業務全般にわたる内部監査を実施する。
- (5)監査役はグループ会社に対しても、業務執行状況等を監視、監査する。

6. 監査役がその職務を補助すべき使用者を置くことを求めた場合における当該使用者に関する事項

当社は監査役の職務を補助する使用者は配置していないが、取締役会は監査役会と必要に応じて協議を行い、当該使用者を任命及び配置することができる。

7. 前号の使用者の取締役からの独立性に関する事項

当該使用者を置くこととなった場合には、当該使用者の任命、異動、評価、懲戒については、監査役の意見を尊重した上で行うものとし、当該使用者の取締役からの独立性を確保する。

8. 取締役及び使用者が監査役に報告するための体制取締役及び使用者は監査役に対して、法定の事項のほか、次の事項を遅滞なく報告する。

- (1)当社の業務に重大な影響を及ぼす事項
- (2)内部監査室が行う内部監査の結果
- (3)内部監査室が行う内部統制評価の結果
- (4)内部通報制度による通報の状況

9. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (1)監査役の半数以上は社外監査役とし、対外的な透明性を確保する。
- (2)監査役は、取締役との意見交換を定期的に開催し、監査上の重要課題等について意見交換を行う。
- (3)監査役は、内部監査室、会計監査人との定期的な情報交換を行い、連携して監査の実効性を確保する。
- (4)監査役は、必要に応じて内部監査室に調査を求めることができる。

10. 財務報告の適正性と信頼性を確保するための体制

当社は、グループの財務報告の適正性と信頼性を確保するために「経理規程」等関係規程類の一層の整備を進めるとともに、「財務報告に係る内部統制の基本方針書」を定め、これに基づき内部統制の整備及び運用を継続的に実施すると共に、その有効性を定期的に評価していく。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは一切の関係を遮断し、これらの者に対して毅然とした態度で対応することをコンプライアンス・マニュアルの基本原則等に定め徹底しております。

Vその他

1. 買収防衛策の導入の有無

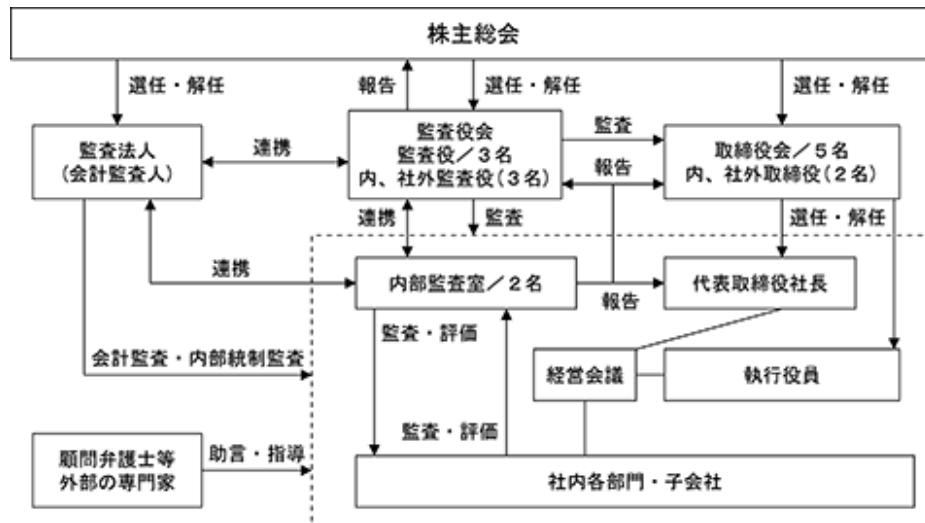
買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

当社の企業価値及び株主価値を向上させ、市場から適正な評価をいただくことが最良の買収防衛策と考え、経営のさらなる効率化に努めてまいります。また当社は、取引先・従業員等との強固な信頼関係を築くことが企業価値の源泉と考えております。様々なステークホルダーと良好な関係を築きながら、中長期的な経営を志向してまいりました。こうして築いてまいりました信頼関係の中で多数のご支援をいただけるものと確信しております。また併せて、今後とも当社にあった対応策を検討してまいりたいと考えております。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項



【会社情報の適時開示に係る社内体制図】

